

武蔵野音楽大学における公的研究費及び研究活動における不正防止計画

武蔵野音楽大学は、公的研究費の不正使用、および研究活動における不正行為を発生させる要因を把握し、不正防止計画を次のとおり策定しています。

○ 研究費の適正な運営・管理を行うための取組

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因等	不正行為防止計画
責任体制が明確でない。	公的研究費の取扱いに関する責任体制について、「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」・「公的研究費取扱規則」をホームページ上で公開し、学内に周知している。
どのような行為が不正にあたるのか、理解力の低下。	説明会等において、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因等	不正行為防止計画
研究者及び事務職員が研究費使用ルールを理解していない。	事務処理手続き及び留意事項等について、チャートを用いたガイドブック（手続きガイドやマニュアル）を作成し、研究者及び関係事務職員に配付し、周知を図っている。
研究費が公的資金であるという意識の希薄、認識不足。	説明会等において、研究者としての心構え、公的研究費の適切な執行管理について、周知徹底を行う。公的研究費の執行にあたっては、研究者に使用ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因等	不正行為防止計画
不正防止への取組に対する認識の低下。	内部監査の実施結果、日常業務で認識された不正発生要因の検証を行い、改善策を策定する。文部科学省、他の研究機関等からの情報提供や対応を参考にしつつ、不正防止計画の見直しを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因等	不正行為防止計画
研究者自身が発注を行う。	総務課へ事前確認の上、研究との関連が確認され、適切な執行であると認められる場合について、研究者自身の発注を認めている。研究者が発注する場合は、相見積りによる業者選定を義務付けている。
研究者の出張の実行状況等を把握・確認できない。	旅費規則に基づき、出張計画書の提出、出張命令の発令、出張報告書・領収書を提出させることにより、出張の実行状況の把握、確認を行っている。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因等	不正行為防止計画
通報窓口の周知不足で、不正が潜在化する。	公的研究費の使用について、内外からの相談を受け付ける窓口をウェブサイトに掲載している。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因等	不正行為防止計画
日常的なチェックや内部監査体制が充分ではない。	内部監査は年に1回実施。実施にあたっては、会計書類や使用ルールとの照合を行っている。監査結果を不正防止計画の改善に活用するとともに、機関内での周知を図り、類似事例の再発防止を徹底している。

○ 研究活動における不正防止の取組

1. 不正行為の事前防止のための取組

不正発生の要因等	不正行為防止計画
研究者としての意識の低下	説明会において、文部科学省のガイドラインに基づいた研究倫理教育を実施する。

不正防止計画は、定期的な見直しを行い、周知を図ります。

また、上記の項目について、進捗状況の確認を行い、その結果を随時学長に報告します。